

令和2年8月19日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 山縣(内2136) 窪田(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 吉田(内3645、直通Tel073-441-3640) 県立学校教育課 中村(内3657)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和2年7月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。)の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。)の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	2
職員等	
計	4

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	4

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立高校の生徒指導において、教員から生徒に対して不適切な発言があった。	不受理とし、教育委員会に回付した。
② ある振興局の建設業許可事務が他の振興局に比べて遅い。また、許可申請書の副本を誰でも開けることのできる場所に置いている。	調査の結果、建設業許可については、定められた標準処理期間に基づき処理を行っているが、可能な限り早く処理できるように努め、書類の保管については、人目に付かない、パーテーション等で仕切った場所に保管する等個人情報漏えい対策に努めることを確認した。
③ ある県道に設置されている情報電光掲示板について、植木が遮り、表示内容が確認しづらい。	関係課に情報提供し、事実確認等を行うよう指示した。
④ 総合評価落札方式について、評価項目に建築費の縮減とあるが、応札・提案時点での建築費の縮減の検討は不可能であることから、評価項目から削除すべきである。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

4 ①②③④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

2 ②③

(3)調査を継続中としたもの

1 ④

(4)不受理としたもの

1 ①

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	
職員等	
計	1

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立高校の生徒指導において、教員から生徒に対して不適切な発言があった。	調査の結果、生徒が不適切と感じるような発言があったため、校長が当該教員に対して、相手の心情に配慮した発言を行うよう厳しく指導したところ、当該教員は深く反省し、改善を約束している。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

1 ①

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

1 ①

(3)調査を継続中としたもの

(4)不受理としたもの

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(6月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。